

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	復興対策本部
節	(1)災害に強い地域づくり	厚生労働省
項	④被災者の居住の安定確保	作成年月日
目	(vi)	平成 23 年 10 月 31 日
これまでの取組み		
<p>① 第 1 回応急仮設住宅の居住環境等に関するプロジェクトチームの開催(8/4) 応急仮設住宅の居住環境を中心とした居住者の状況を踏まえた課題を把握するとともに、必要に応じて講ずべき対応等について、関係省庁間で連絡・調整を図りつつ整理するため、関係省庁等をメンバーとするPTを設置。</p> <p>② 応急仮設住宅の居住環境等に関するアンケート調査の実施(8月中旬～9月中旬)</p> <p>③ 第2回応急仮設住宅の居住環境等に関するプロジェクトチームの開催(9/30) アンケート調査結果の報告、各県からの「寒さ対策」の進捗状況の報告等</p> <p>④ 第3回応急仮設住宅の居住環境等に関するプロジェクトチームの開催(10/21) アンケート調査の結果を踏まえ、応急仮設住宅のハード・ソフト両面の課題に対する今後の対応策として、以下の内容を提示。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「寒さ対策」、「バリアフリー対策」、「防火防犯対策」、「雨風対策」などハード面の改善については、追加工事が適切かつ着実に各団地で実施されるよう、実施状況について定期的にPTに報告を求めることとした。 ・ 「買い物支援」等をはじめとするソフト面の課題については、課題ごとに各府省庁の取組を類型別に分類した上で、各県に示した。 ・ 今後の応急仮設住宅での居住支援体制の構築に向けた取組として、団地ごとに課題を解決していく「個別対応」の考え方が重要であり、その課題解決に向けて入居者自らが主体的に動くため、各団地の自治会組織の立ち上げを進め、行政としても、サポート拠点の設置・運営など支援体制の強化を図ることとする。 		
当面(今年度中)の取組み		
<p>応急仮設住宅における「寒さ対策」をはじめとするハード面の改善のための追加工事について、県からの報告により、団地ごとに進捗管理を行っていく。</p> <p>その他の取組についても、復興対策本部と協力して、被災自治体、関係府省庁と連携を図り、適切な対応を行う。</p>		

中・長期的(3年程度)取組み

今後は、団地ごとに課題を解決していく「個別対応」の考え方にに基づき、各団地の自治会組織において入居者が抱える課題等の集約をし、自ら主体的に問題の解決を図られるよう、市町村を中心とした支援体制を強化する。

また、自治会組織では対応しきれない課題については、復興対策本部と協力して被災自治体、関係府省庁と連携を図り、課題の解決に向けて取組を行っていく。

期待される効果・達成すべき目標

応急仮設住宅のハード・ソフト両面の各課題に対応することで、居住環境等の改善が図られるものである。

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	厚生労働省
節	(2) 地域における暮らしの再生	
項	① 地域の支え合い	作成年月日
目	(i)(iii) 地域包括ケア体制の整備 (ii)(中略) 在宅医療・介護への移行につながる地域医療提供体制の再構築の推進。	平成 23 年 11 月 4 日
これまでの取組み		
<p>○避難所等への介護サービスの提供や他施設への受入れ等により、介護サービス提供体制を確保してきた。</p> <p>○「地域包括ケア体制」の構築に向けて、国のバックアップの下、津波により被害を受けた市町村においてニーズ調査のモデル事業を実施している。</p> <p>○また、被災各県のニーズに応じて、非被災県とのマッチングを行い、介護職員を派遣している。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>○ニーズ調査のモデル事業の検証結果を踏まえて、調査票等を標準化し、残りの被災市町村で統一的な手法による調査を実情に応じて実施する。</p> <p>○調査結果を活用し、地域包括ケア体制づくりに向けた具体的な取組みについて、市町村の復興計画(基本方針)に基づく具体の実施計画や事業計画に織り込み、地域住民へ提示する。</p> <p>○また、サポート拠点の設置を推進することにより、現地のニーズに対応する。必要に応じて、派遣を継続する。</p> <p>○在宅医療の連携拠点となる医療機関の整備等による在宅医療の推進の支援にも活用できる地域医療再生基金について、岩手県、宮城県及び福島県に対して、平成23年度第3次補正予算で積み増しを行った。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>○上記の計画に基づき、介護保険サービスや住まいの場等の基盤整備等を行う。</p> <p>○地域医療再生基金の活用を通じて、引き続き、被災地の実情に応じて、在宅医療の推進を支援する。</p>		

期待される効果・達成すべき目標

○高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組を進める。

(実績)

・老人福祉施設等の復旧

自治体からの協議件数 979 件のうち、632 件が着工済み(H23. 10. 27 現在)

・サポート拠点の整備

約 86 か所(H23. 10. 7 現在)

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	厚生労働省
節	(2) 地域における暮らしの再生	
項	① 地域の支え合い	作成年月日
目	(iii) 保健・医療(保健衛生施設)	平成 23 年 10 月 27 日
これまでの取組み		
<p>保健衛生施設等の災害復旧については、国による実地調査を行う前であっても、応急仮工事及び災害復旧工事に着手できることを周知しており、可能なものから着手している。</p> <p>また、対象施設の管理者、関係各県等の協力を得つつ、順次実地調査を行っている。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
引き続き、計画的に実地調査を行うとともに、復旧額が確定し、交付申請があり次第、交付決定を行う。		
中・長期的(3 年程度)取組み		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>東日本大震災により被害を受けた保健所、火葬場、精神科病院等の保健衛生施設等352施設について、施設及び設備の早期復旧を支援することにより、地域住民の健康確保、疾病予防など公衆衛生の確保を図る。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	厚生労働省
節	(2) 地域における暮らしの再生	
項	① 地域の支え合い	作成年月日
目	(iii) 保健・医療(障害施策)	平成 23 年 11 月 7 日
これまでの取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所等への障害福祉サービスの提供や他施設への受入れなどにより、障害福祉サービス提供体制を確保してきた。 ○ 障害のある方への支援について、自治体職員、保健師及び相談支援専門員等が避難所や自宅を巡回し、支援が必要な方については障害福祉サービスなどにつなげる取組みを行ってきた。 ○ また、被災各県のニーズに応じて、非被災県とのマッチングを行い、介護職員等の派遣を行ってきた。 		
当面(今年度中)の取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在、仮設住宅の建設等が進められており、その中において、 <ul style="list-style-type: none"> ① 障害のある方のグループホームとして活用する形での仮設住宅の整備を進めるとともに、 ② 仮設住宅とともにサポート拠点を設置し、相談やサービスなどの生活支援を行う <p>ことなどにより、障害のある方が安心して暮らせる環境の整備を進める。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災地の障害福祉サービスの再構築のため、障害福祉サービス復興支援拠点を整備し、障害者就労支援事業所の業務受注の確保及び流通経路の再建等に取り組む。 ○ また、被災地における居宅介護事業所等の事業再開に向けた施設整備等を行う。 		
期待される効果・達成すべき目標		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 全壊・半壊の被害のあった施設(329カ所)のうち、支援が必要な事業所への支援(23年度は120人程度、24年度は100人程度の人的支援)を行い、安定的な運営ができるようにすること。 		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	厚生労働省
節	(2) 地域における暮らしの再生	
項	① 地域の支え合い	作成年月日
目	(iii) (中略) 施設等の復旧のほか、専門人材の確保(以下略)	
これまでの取組み		
<p>医療従事者の確保については、これまで、医療関係団体の協力により医療従事者を派遣し、また、医療機関の人材確保支援にも活用できる地域医療再生基金について、被災3県に交付額の上限である120億円を確保するなどの取組を行っている。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>医療従事者を確保するため、①全国の医療関係団体で構成する「被災者健康支援連絡協議会」の協力を得て、医師等の派遣、②地域医療再生基金について、被災3県に対しては、平成23年度第3次補正予算で積み増しの計上などの支援を行う。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>地域医療再生基金の活用等により、引き続き、被災地での医療従事者の継続的な確保ができるよう支援を行う。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>被災地で医療従事者ができる限り確保されるよう取り組む。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	厚生労働省
節	(2) 地域における暮らしの再生	
項	① 地域の支え合い	作成年月日
目	(iii) 保健・医療(専門人材)	平成 23 年 10 月 28 日
これまでの取組み		
<p>被災県に対しては、発災直後から、厚生労働省のあっ旋・調整により、全国の自治体から、保健師や管理栄養士等を派遣し、避難所等での健康管理や衛生管理及び食事・栄養管理等の支援を実施してきた。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>被災自治体の健康支援活動の体制を強化するため、平成23年度第3次補正予算(案)で、介護基盤緊急整備等臨時特例基金を積み増し、地域保健活動を担う専門人材の確保など仮設住宅等を中心とした保健活動等への支援を行う。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>平成23年度第3次補正予算(案)により計上された基金により、引き続き、地域保健活動を担う専門人材の確保など、被災地域の実情に応じた継続的な保健活動等の支援を行う。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>被災地の保健活動等への支援を行うことにより長期にわたる避難所・仮設住宅での生活を余儀なくされた被災者の健康状態の悪化を防ぐことができる。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	厚生労働省
節	(2) 地域における暮らしの再生	
項	① 地域の支え合い	作成年月日
目	(iii) 保健・医療(心のケア)	平成 23 年 11 月 7 日
これまでの取組み		
<p>○ 精神科医、精神保健福祉士、看護師等の平均4、5名程度で構成される心のケアチームが、保健師の活動等と連携をとって、避難所の巡回、被災者の自宅への訪問支援等を行ってきた。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>○ 応急仮設住宅等での生活では、PTSD の症状が長期化したり、うつ病、不安障害になる人の増加が想定され、中長期にわたる継続的な心のケアが必要となると考えられることから、地域の医療機関や地域保健活動の機能を回復・充実させていくことが必要。</p> <p>○ 第三次補正予算では、地域の医療機関や地域保健活動の機能を回復及び充実させる観点から、長期継続的に心のケアを行う専門職を被災地に配置し、心のケアの必要な方に対する看護師、精神保健福祉士、臨床心理士等による仮設住宅、自宅への訪問支援等を行うための予算を要求している。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>○ 心のケアのための地域保健活動の継続的な実施を行うとともに、地域精神医療の回復・充実を図る。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>○ 被災地で中長期にわたる継続的な心のケアを行うことにより、PTSD の症状が長期化したり、うつ病、不安障害になる人が増加することを抑えること。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	厚生労働省
節	(2)地域における暮らしの再生 (3)地域経済活動の再生	
項	(2)①地域の支え合い (3)①企業、産業・技術等	作成年月日
目	(2)①(iii)(中略)カルテ等の診療情報の共有化など(以下略) (3)①(iv)(ハ)(中略)医療・健康情報の電子化・ネットワーク化を推進するとともに(以下略)	
これまでの取組み		
当面(今年度中)の取組み		
<p>医療機関相互の情報連携基盤整備による医療情報連携の支援にも活用できる地域医療再生基金について、岩手県、宮城県及び福島県に対して、平成23年度第3次補正予算で積み増しを行った。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>地域医療再生基金の活用を通じて、引き続き、被災地の実情に応じて、医療情報連携の推進を支援する。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>連携医療機関がそれぞれの診療データを相互に参照ができることで、より緊密な医療情報連携が可能となる。 また、データを外部に別途保存するため、非常時のデータ参照に用いることが可能となる。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	厚生労働省
節	(2) 地域における暮らしの再生	
項	① 地域の支え合い	作成年月日
目	(iii) 保健・医療(透析)	平成 23 年 10 月 28 日
これまでの取組み		
<p>「厚生労働省防災業務計画」(平成 13 年 2 月 14 日厚生労働省発総第 11 号)個別疾病(人工透析)の災害応急対策に基づき、(社)日本透析医会と連携を図り、災害時情報ネットワークシステムを駆使して被災・避難した人工透析患者の状況把握、受入透析医療機関の確保、広域搬送の調整等に活用した。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>東日本大震災時に、(社)日本透析医会と連携を図り、災害時情報ネットワークシステムを駆使して被災・避難した人工透析患者の状況把握、受入透析医療機関の確保、広域搬送の調整等を図ったが、その災害時情報ネットワークシステムの更なる機能強化を図り災害時の人工透析体制の強化を図る。</p>		
中・長期的(3 年程度)取組み		
<p>引き続き、災害時情報ネットワークを駆使した人工透析体制の確保を推進する。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>本事業の実施により、更なる人工透析体制の環境整備を進めることが出来る。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	厚生労働省
節	(2) 地域における暮らしの再生	
項	① 地域の支え合い	作成年月日
目	(iii) 被災者が安心して保健・医療・・・(中略)・・・を受けられるよう、・・・(中略)・・・環境整備を進める。	平成 23 年 11 月 1 日
これまでの取組み		
<p>(1) 被保険者証なしでの受診・一部負担金等の免除</p> <p>○ 被保険者証等を紛失した場合も、氏名、生年月日等を申し出ることによって医療機関で保険診療を受けることができることとした。(6月末日まで。7月1日からは被保険者証が必要。)</p> <p>○ 住宅が全半壊等した方、主たる生計維持者が死亡又は行方不明の方、原発の事故に伴う政府の避難指示等の対象となっている方などは、医療機関に一部負担金等を支払わずに受診できることとした。(6月末日までは、口頭で申し立てるだけで免除。7月1日からは、一部地域を除き、免除証明書が必要。)</p> <p>(2) 保険料の免除等</p> <p>○ 震災により、従業員に対する報酬の支払いに著しい支障が生じている事業所の被保険者及び事業主や、主たる生計維持者の住宅が全半壊等した世帯等の保険料の免除、徴収猶予等を実施。</p> <p>(3) 保険者への財政支援</p> <p>○ 一部負担金の免除や、保険料の減免を行った保険者への財政支援措置を実施。</p> <p>(4) 医療機関等への配慮</p> <p>○ 医療機関等は、免除した一部負担金等を含め診療に要する費用の全額(10割)を審査支払機関に請求できることとした。</p> <p>○ 被災者の方を数多く受け入れた医療機関等については、医療法上の許可病床数を大幅に超過して入院患者を受け入れた場合等であっても、入院料の減額措置を行わないこととした。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>○ 一部負担金の免除措置等を引き続き実施。(来年2月末まで。入院時食事療養費等の標準負担額の免除措置については、来年2月末までの間で別途定める期限までの間。また、9月30日に緊急時避難準備区域に関する指示が解除されたが、当分の間は免除措置等を継続。)</p> <p>○ 被災地における診療報酬の加算措置について、補助金や補償との役割分担を踏まえて、財源も含めて改定時まで検討。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
期待される効果・達成すべき目標		

- 期待される効果・達成すべき目標
 - ・ 被災者が必要な保険診療を受け、健康を保持できること
 - ・ 医療保険財政の安定
 - ・ 被災地の医療機関等の経営支援
- まだ生活にお困りの被災者の方が数多くいらっしゃるところであり、達成時期について記載することは困難。

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	厚生労働省
節	(2) 地域における暮らしの再生	
項	① 地域の支え合い	作成年月日
目	(IV) 地域において「絆やつながり」・・・	平成 23 年 10 月 31 日
これまでの取組み		
<p>○社会福祉協議会、民生委員による見守り活動等により、応急仮設住宅等における孤立化の防止を図った。</p> <p>○貧困・困窮者「絆」再生事業を活用して、社会福祉協議会の生活支援相談員やNPO等による被災地のコミュニティの再生支援を行った。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>○高齢者・障害者・生活困窮者等の生活を支えるため、三次補正予算において、貧困・困窮者「絆」再生事業を拡充し、被災地において、住民ニーズの把握、パーソナルサポート的な支援の導入、見守り等の支援体制の構築、関係者間の総合調整など、市町村等を主体とした地域支援の仕組みを支援する。</p> <p>○東日本大震災により地域コミュニティが崩壊している地域においては、本事業により地域コミュニティの復興を早期に支援することが可能となる。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>○被災者や震災等の影響により地域で孤立した生活困窮者が地域社会で自立するための、総合的な支援を行う東北モデルを確立する。</p> <p>○東北モデルとして確立した総合的な支援体制は、地域福祉計画に位置づけ継続的に展開できる仕組みとする。また、東北モデルとして確立したもののうち、その他の地域においても有効と思われる手法について全国的に普及できるよう国から適切に市町村等に情報提供等の取組みを行う。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>○社会的包摂の仕組みを取り入れた地域コミュニティの復興、地域で孤立した生活困窮者の自立、安定した生活の支援。</p> <p>○自治体やNPOなど関係者間の総合調整を図るとともに、社会福祉協議会や民生委員、自治会等の既存の組織・仕組みを活用しながら事業を実施するため、効率的に事業を行うことができる。</p> <p>※予算額：145億円(事業期間は平成24年度末まで) ・対象地域：被災3県を基本としつつ、県外避難者等を支援するため、全国を対象とする。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	厚生労働省
節	(2) 地域における暮らしの再生	
項	① 地域の支え合い	作成年月日
目	(v) ……関係施設の複合化、多機能化を含めた施設の復旧を進め…部分	平成 23 年 10 月 31 日
これまでの取組み		
○一次補正において、小学校や福祉施設等の敷地を活用した保育所等の仮設園舎の整備、保育所等の復旧等により、被災した児童福祉施設を復旧。(約47億円)		
当面(今年度中)の取組み		
○3次補正において、東日本大震災で被災した幼稚園・保育所等の復興に当たり、子育てサービスを総合的・一体的に行う基盤を整備・強化出来るよう、子育て関係施設の複合化、多機能化を支援するための経費を措置。(安心子ども基金の積み増し(厚生労働省分16億円))		
中・長期的(3年程度)取組み		
○関係者の意向を踏まえ、幼保一体化をはじめ、子どもと子育て家庭に良質な生育環境を保障するための先駆的な取組に対する支援を行うことにより、子どもの育ちと子育てを皆で支える新たな絆の仕組みを構築する。		
期待される効果・達成すべき目標		
○子育て関係施設の複合化、多機能化を支援することで、被災地の子どもや子育てを総合的・一体的に支える基盤が整備・強化される。		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	厚生労働省
節	(2) 地域における暮らしの再生	
項	① 地域の支え合い	作成年月日
目	(v) …… 両親が死亡・行方不明の場合に里親制度を活用する…部分	平成 23 年 10 月 31 日
これまでの取組		
<p>○両親を亡くした児童の多くは親族とともに生活しており、親族里親等の制度も積極的に活用していただけるよう周知し、認定を推進した。</p> <p>※親族による里親の申請 114 件(児童 159 人)うち認定 112 件(児童 156 人) (10 月 26 日現在)</p> <p>○また、おじ・おばは里親手当が支給される養育里親に変更した(9 月 1 日より)。</p>		
当面(今年度中)の取組		
<p>○引き続き、児童相談所の職員が、両親を亡くした子ども等への支援のため、親族による里親の認定を推進する。</p>		
中・長期的(3 年程度)取組		
<p>○里親制度を活用することにより、両親が死亡又は行方不明となった児童を養育する親族に対して経済的支援を行うとともに、訪問支援や相互交流などにより支援を行う。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>○両親が死亡・行方不明である児童の健やかな成長と、将来の自立を図る。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	厚生労働省
節	(2)地域における暮らしの再生	
項	①地域の支え合い	作成年月日
目	(v)…児童福祉に携わる専門職種の者による相談・援助等の支援… 部分	平成 23 年 10 月 31 日
これまでの取組み		
<p>○被災地の児童相談所職員と他県の児童相談所職員がチームを組んで、各避難所を巡回し、現状の把握に努めるとともに両親を亡くした児童の確認や面談、養育と生活に関する親族との話し合いを実施。</p> <p>○第1次補正予算で、安心子ども基金を27億円積み増しし、地方自治体において、児童福祉の専門職種の者が、必要に応じてスクールカウンセラー等と連携を図りながら、被災した児童への相談・援助に関する取組を推進。</p> <p>○10月27日、厚生労働省の要請により、恩賜財団母子愛育会の日本子ども家庭総合研究所が「東日本大震災中央子ども支援センター」を設置するとともに、同センターの下に関係する職能団体、学会、専門職の養成校、民間団体等が支援方策について協議を行い、協働して支援活動を展開するための「東日本大震災中央子ども支援センター協議会」を設立(同日第1回を開催)。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>○厚生労働省と「東日本大震災中央子ども支援センター」が密接に連携し、被災地で不足している子どもの心の専門家の派遣など、中長期的な支援体制の構築を図る。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>○引き続き、厚生労働省と「東日本大震災中央子ども支援センター」が密接に連携し、被災地で不足している子どもの心の専門家の派遣など、中長期的な支援を行う。</p> <p>※平成24年度概算要求において、東日本大震災により被災した子どもの心のケアなどの支援体制を構築するため、巡回支援等を行う専門家(医師・心理担当職員・保育士等)の被災自治体への配置、専門家派遣の支援体制の整備などを行う経費を要求。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>○被災地の子どもが健やかに成長できるよう、きめ細かな対応を図る。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	厚生労働省
節	(2) 地域における暮らしの再生	
項	① 地域の支え合い	作成年月日
目	(v)・・・母子家庭に対する貸付等の経済的支援・・・部分	平成 23 年 10 月 31 日
これまでの取組み		
<p>○ひとり親家庭が必要な支援を受けられるよう、支援策の概要等を記載したチラシの配布により支援策を周知するとともに、自治体で相談員を配置して訪問等を行う取組を安心子ども基金で促進。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>○ひとり親家庭への個別の相談支援を促進するなど、支援策の活用促進を図るとともに、被災した母子家庭等に対する母子寡婦福祉資金の貸付の推進に取り組む。</p> <p>※ 3次補正において、母子寡婦福祉資金貸付金の原資を積み増し(16億円)。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>○母子家庭に対する母子寡婦福祉貸付金の貸付等による支援策を継続して実施するとともに、就業支援なども含め、総合的な自立支援策を引き続き推進していく。</p> <p>※ 24年度概算要求で、被災した母子家庭等に対し、母子寡婦福祉資金貸付金による経済的支援を行うため、復旧・復興枠により貸付原資の増額(8億円)を要求した。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>○母子家庭に対する経済的支援や就業支援など総合的な自立支援施策を推進し、母子家庭の生活の安定と向上を図る。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	厚生労働省
節	(2)地域の支え合い (3)事業規模と財源確保	
項	①地域の支え合い②雇用対策 ⑦コミュニティを支える生業支援	作成年月日
目	①(vi)地域の実情に即したコミュニティ再建 ②(iv)個人事業者や商店等の復興 ⑦(i)地域コミュニティを支える多様な生業を復元し、維持可能となるよう支援	平成 23 年 10 月 28 日
これまでの取組み		
<p>(株)日本政策金融公庫による東日本大震災復興特別貸付を新設し、融資による支援及び補助金等を活用し、訪問理容・美容や仮設店舗における営業など被災生活衛生関係事業者の 1 日も早い事業再開を支援。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>東日本大震災復興特別貸付による、被災した生活衛生関係事業者等を支援。また、津波で甚大な被害を受けた被災理・美容師が実施する訪問理・美容に必要な訪問理・美容キットやクリーニング業者が本格的な営業再開前に仮設店舗で仮営業するため利用する共同利用工場の費用を支援することなどにより、被災生活衛生関係事業者の早期自立を支援。</p>		
中・長期的(3 年程度)取組み		
<p>東日本大震災復興特別貸付による資金繰り支援や事業用施設の復旧・整備支援などにより生活衛生関係事業者の自立への支援を進める。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
生活衛生関係事業者の自立		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	厚生労働省
節	(2) 地域における暮らしの再生	
項	② 雇用対策	作成年月日
目	(i)	平成 23 年 10 月 31 日
これまでの取組み		
<p>・<u>「日本はひとつ」しごとプロジェクトフェーズ1・2の取りまとめ</u> 東日本大震災の被災者の就労支援・雇用創出を促進するため、被災者等就労支援・雇用創出推進会議において、当面の緊急雇用対策としてフェーズ1を4月5日に、第1次補正予算等による当面の対策としてフェーズ2を4月27日に取りまとめた。</p> <p>・<u>重点分野雇用創造事業による当面の雇用機会の創出</u> 被災者の雇用の場を確保するため、都道府県又は市町村による直接雇用又は民間企業・NPO等への事業委託による雇用を創出する。</p> <p>・<u>出張相談、合同説明会、被災者のニーズに合わせた求人開拓</u> 被災した求職者の早期再就職を図るため、復旧事業等の求人の積極的な確保や、ハローワークでのきめ細かな職業相談・職業紹介、出張相談を実施。</p> <p>・<u>公的職業訓練の拡充等</u> 震災直後、職業訓練について、被災者向けの特別コース(建設機械の運転等)の設定を行うなど、機動的に拡充・実施した。 一次補正では、被災地域の離職者等に対する建設関連分野(建築設備・電気設備等)をはじめとした公共職業訓練の定員の拡充や、被災した訓練施設の復旧を図った。</p> <p>・<u>雇用調整助成金の拡充</u> 被災地の事業所およびそれらと一定規模以上の経済的関係のある事業所における雇用の維持を支援するため、支給に係る要件緩和や支給日数の拡充を行った。</p> <p>・<u>被災者雇用開発助成金の創設</u> 被災離職者等を雇い入れる事業主を支援するため、本助成金を創設し、大企業は50万円、中小企業は90万円を助成している。</p>		

・農林業等就職促進支援事業の推進

各都道府県の拠点ハローワークに農林漁業就職支援コーナーを設置し、就職支援ナビゲーターによる農林漁業の求人情報や各種関連情報の提供、職業相談・職業紹介等の支援を行う。また、合同企業面接会及び就職ガイダンスを開催する。

・被災地のハローワークの機能・体制の強化

被災地のハローワークに対し、被災地以外から職員の派遣を実施。

・解雇・雇止め・派遣切りへの対応

震災等の影響による解雇・雇止め等について、できる限り雇用の安定を図るため、解雇等の予防のための啓発指導の実施、解雇等の事案の情報共有、個別の解雇等の事案への対応を行っている。また、厚生労働大臣から、人材派遣関係団体や主要経済団体に対して、東日本大震災により被害を受けた派遣労働者等の雇用の安定と保護を図るために最大限配慮するよう要請を実施した。

・復旧工事災害防止対策の徹底

がれき処理作業現場への安全パトロールの実施、防じんマスクの配布。

被災3県に、復旧・復興工事の安全な実施に対応する拠点を開設し、専門家による①工事現場への巡回指導、②安全衛生相談、③安全衛生教育への技術的支援等を実施。

・未払い賃金立替払いの請求促進・迅速な支払

未払賃金立替払制度について、原資となる補助金を増額するとともに、申請手続を簡略化して被災地域の労働者の申請負担を軽減し、迅速な支払いを実施。

・雇用保険の延長

現行の個別延長給付(原則 60 日分)に加えて、更に 60 日分を延長する特例措置を実施。

当面(今年度中)の取組み

・「日本はひとつ」しごとプロジェクトフェーズ3の取りまとめによる各種事業の推進

被災地における長期的な安定雇用の更なる創出を図るため、被災者等就労支援・雇用創出推進会議において、フェーズ3を10月25日に取りまとめ、第3次補正予算等での対応を推進。

・「事業復興型雇用創出事業」の創設

将来的に被災地の雇用創出の中核となることが期待される事業において、被災者を雇用する場合に、産業施策と一体となって、雇用面から支援を行う。

・重点分野雇用創造事業の基金の積み増し

被災者等の雇用の場を確保するため、都道府県又は市町村による直接雇用又は民間企業・NPO等への事業委託による雇用を創出する。

・公的職業訓練の拡充

三次補正で、被災地における当面の復旧事業に係る人材ニーズや、震災後の産業構造を踏まえ、環境・エネルギー分野等の成長分野における職業訓練の実施や、訓練定員等の拡充、復興に資する産業分野の中核人材を育成する事業主への支援、事業主が行う職業訓練への支援の拡充を行う。

・訓練修了者に対する就職支援等の拡充

被災地域のハローワークを中心に、就職支援ナビゲーター（職業訓練・求職者支援分）を増員し、職業訓練の受講を希望する震災被災求職者等に対して、担当者制も含めたきめ細かな就職支援等を実施。

・長期失業者等総合支援事業

離職後1年以上の長期失業者及び長期失業に至る可能性の高い求職者に対して、民間職業紹介事業者への委託によるキャリアコンサルティング、就職セミナー、職業紹介や職場定着支援などの就職支援を総合的に実施。

・被災者雇用開発助成金の拡充

被災者雇用の更なる促進を図るため、被災者等を継続して雇用する労働者として10人以上雇い入れる事業主に対して奨励金の上乗せを行う。

・農漁業者雇用支援事業の実施

岩手県、宮城県及び福島県において、農業法人・漁業経営体等が雇用する中高年齢農漁業者に対し、職業的知識の取得のための講習を行うことにより、中高年齢農漁業者の就労を支援する。

・農林業等就職促進支援事業の推進

被災地（青森、岩手、宮城、福島、茨城）及び被災者多数受入地（山形、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟）の就職支援ナビゲーターを拡充する。ほか、被災者多数受入地での合同企業面接会を追加開催する。

・復興工事に従事する建設労働者の教育訓練・雇用改善

被災地の中小建設事業主が行う教育訓練や雇用管理改善の取組に対して支給する助成金について助成率の引き上げ等を行う。また、合宿形式による失業者向け短期集中の建設技能訓練に対する支援を行う。

・被災地のハローワークの機能・体制の強化

被災地のハローワークについて、被災地以外からの職員の派遣や増員により、窓口体制の強化を図る。

・特別求人開拓の実施

被災地域のハローワークを中心に求人開拓推進員を増員し、災害復興関係事業等に係る求人開拓、寮付き求人及び住込み求人等、求職者の生活状況及びニーズを踏まえた求人開拓を積極的に実施。

・復興事業における適正な労働条件の確保・労働災害の防止

復興工事の進捗状況に応じた労働災害防止対策を指導するとともに、アスベストばく露防止対策を徹底する。また、被災地域での労働条件に関する相談体制を強化する。

・雇用保険の給付の延長

被災3県の沿岸地域などで、給付日数を更に90日分延長する広域延長給付を実施(10月1日以降)。

中・長期的(3年程度)取組み

- ・「事業復興型雇用創出事業」の創設(再掲)
- ・重点分野雇用創造事業の基金の積み増し(再掲)
- ・訓練修了者に対する就職支援等の拡充(再掲)
- ・長期失業者等総合支援事業(再掲)
- ・特別求人開拓の実施(再掲)
- ・復興事業における適正な労働条件の確保・労働災害の防止(再掲)

期待される効果・達成すべき目標

・「事業復興型雇用創出事業」の創設

【効果】5万人の雇用創出(平成27年度末まで)

※「生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業」と併せた雇用創出数

・重点分野雇用創造事業の基金の積み増し

【効果】全国でのべ10万人の雇用創出(平成25年度末まで)

・公的職業訓練の拡充 (全国)

【目標】平成23年度 訓練終了3ヶ月後の就職率

公共職業訓練(委託訓練):65%

求職者支援訓練 基礎コース:60% 実践コース:70%

・訓練修了者に対する就職支援等の拡充 (全国)

【目標】平成23年度の職業訓練修了後3ヶ月時点の就職率

①65%(公共職業訓練(委託訓練))

②60%(求職者支援訓練(基礎コース))

③70%(求職者支援訓練(実践コース))

・長期失業者等総合支援事業 (全国)

【目標】平成23年度の就職者数

支援対象者数 1,000人 × 支援対象者の目標就職率 27% = 270人

・農漁業者雇用支援事業の実施

【目標・効果】受講者数 370人、受講者の離職率 10%未満。

・農林業等就職促進支援事業の推進

【効果】コーナー利用者数 13,044人以上(全国、被災地等の利用者数の増加を見込む)。

【目標】コーナー利用者数に占める紹介就職件数と自営就農支援機関へのあつせん件数の割合 35%以上。

・特別求人開拓の実施

【目標】平成23年度の開拓求人数:11,025人

・復興工事に従事する建設労働者の教育訓練・雇用改善

【目標】アンケート調査により、助成金を活用した事業主から本助成金の拡充措置により建設労働者の技能の向上や雇用改善の取組が向上した旨の評価を受ける割合:90%以上

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	厚生労働省
節	(2) 地域における暮らしの再生	
項	② 雇用対策	作成年月日
目	(ii)	平成 23 年 10 月 31 日
これまでの取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ・<u>新卒者を中心とした若者の就職支援</u> ジョブサポーターの増員や被災学生等に交通費や宿泊費が生じない形での就職面接会の開催等を実施。 ・<u>障害者の就職支援</u> 全国のハローワークに設置した「震災特別相談窓口」に加え、地域障害者職業センター(青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉)に設置した「特別相談窓口」を設置するなど、被災後の雇用継続に関する相談業務等を実施。 		
当面(今年度中)の取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ・<u>「生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業」の創設</u> 雇用面でのモデル性があり、将来的な事業の自立による雇用創出が期待される事業を地方自治体が民間企業・NPO等に委託して実施する。 ・<u>新卒者支援の充実</u> 新卒者就職実現プロジェクト事業の被災者特例の延長等や面接会の実施による就職機会の拡充を図る。 ・<u>震災対応等の観点からのジョブサポーターによる支援の更なる強化</u> ジョブサポーターを追加配置(2,103人→2,203人)し、新卒者一人一人に対する就職支援を徹底する。 ・<u>障害者に対する就職支援の充実</u> 被災地の障害者について、被災地での実習型雇用支援事業後の正規雇用奨励金を拡充するとともに、障害者就業・生活支援センターの就業支援担当者等の追加配置や地域障害者職業センターのジョブコーチの増員等による支援体制の充実を図る。 		
中・長期的(3年程度)取組み		

・「生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業」の創設(再掲)

・新卒者就職実現プロジェクトの延長

平成23年第3次補正予算において要求中の措置について、引き続き実施予定
(被災者については平成24年度末まで、被災者以外は平成24年6月末まで実施予定)

期待される効果・達成すべき目標

・「生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業」の創設

【効果】 5万人の雇用創出(平成 27 年度末まで)

※「事業復興型雇用創出事業」と併せた雇用創出数

・新卒者対策

【目標】 新卒・若年者の就職支援を拡充することにより、これまでの施策とあわせ
今年度中に全国で約10万人の新卒者の就職を目指す。

・被災地の障害者に係る実習型雇用支援事業後の正規雇用奨励金の拡充

【目標・効果】 実習型雇用開始者の常用雇用移行率:90%

(実習型雇用支援事業全体の目標。平成 23 年度の目標値は 90%であるが、本拡充
による常用雇用移行実績の出る平成 24 年度以降の目標値は未設定)

【目標】 実習型雇用開始者数(障害者のみ):590 人(平成 23 年度)

・雇用と福祉の連携による地域に密着した就労支援の実施

【目標・効果】 就職件数:12,500 件(平成 23 年度全国計)

【目標】 支援対象障害者数:90,000 人(平成 23 年度全国計)

・地域障害者職業センターにおける障害者や企業に対する支援の充実

【目標・効果】 職業準備支援等の実施による就職等へ向かう次の段階への
移行率:75%(平成 23 年度全国計※)

【目標・効果】 ジョブコーチ支援終了後 6 ヶ月後の職場定着率:
80%(平成 23 年度全国計※)

※独立行政法人通則法第 31 条に規定により、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構
が定めた年度計画

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	厚生労働省
節	(2) 地域における暮らしの再生	
項	③ 教育の振興	作成年月日
目	(i)	平成23年10月31日
これまでの取組み		
○一次補正において、小学校や福祉施設等の敷地を活用した保育所等の仮設園舎の整備、保育所等の復旧等により、被災した児童福祉施設を復旧。(約47億円)		
当面(今年度中)の取組み		
○3次補正において、東日本大震災で被災した幼稚園・保育所等の復興に当たり、子育てサービスを総合的・一体的に行う基盤を整備・強化出来るよう、子育て関係施設の複合化、多機能化を支援するための経費を措置。(安心子ども基金の積み増し(厚生労働省分16億円))		
中・長期的(3年程度)取組み		
○関係者の意向を踏まえ、幼保一体化をはじめ、子どもと子育て家庭に良質な生育環境を保障するための先駆的な取組に対する支援を行うことにより、子どもの育ちと子育てを皆で支える新たな絆の仕組みを構築する。		
期待される効果・達成すべき目標		
○子育て関係施設の複合化、多機能化を支援することで、被災地の子どもや子育てを総合的・一体的に支える基盤が整備・強化される。		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	厚生労働省
節	(2) 地域における暮らしの再生	
項	④ 復興を支える人材の育成	作成年月日
目	(i) 職業訓練の実施や、訓練定員の拡充、産業創出を担う人材の育成等	平成 23 年 月 日
これまでの取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 震災直後、職業訓練について、被災者向けの特別コース(建設機械の運転等)の設定を行うなど、機動的に拡充・実施した。 ○ 一次補正では、被災地域の離職者等に対する建設関連分野(建築設備・電気設備等)をはじめとした公共職業訓練の定員の拡充や、被災した訓練施設の復旧を図った。 		
当面(今年度中)の取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 三次補正で、被災地における当面の復旧事業に係る人材ニーズや、震災後の産業構造を踏まえ、環境・エネルギー分野等の成長分野における職業訓練の実施や、訓練定員等の拡充、復興に資する産業分野の中核人材を育成する事業主への支援、事業主が行う職業訓練への支援の拡充を行う。 		
中・長期的(3年程度)取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災地の人材ニーズに応じた職業訓練等を実施する。 		
期待される効果・達成すべき目標		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成23年度目標 訓練終了3ヶ月後の就職率 <ul style="list-style-type: none"> ・公共職業訓練(委託訓練): 65% ・求職者支援訓練 基礎コース: 60% 実践コース: 70% 		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	厚生労働省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月日
目	(xi)大規模災害の発生時等にも医療を継続して提供できるよう、耐震化の促進等、医療施設等の防災対策を強化する。(以下略)	
これまでの取組み		
<p>医療施設の耐震化については、災害拠点病院、救命救急センター、二次救急医療機関を対象として、平成21年度第1次補正予算で、都道府県に医療施設耐震化臨時特例基金を設置し、さらに、平成22年度には予備費により積み増しを行った。また、平成23年7月より「災害医療等のあり方に関する検討会」を開催し、災害拠点病院の耐震化や通信手段の確保等について議論し、報告書を取りまとめた。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>さらに、平成23年度第3次補正予算では、災害拠点病院等の耐震化を進めるための医療施設耐震化臨時特例基金の積み増しや自家発電設備等の整備などを盛り込んだところである。</p> <p>また、「災害医療等のあり方に関する検討会」での議論を踏まえ、災害拠点病院の指定要件の見直しや、医療計画策定に向けた指針の見直しなどを行う。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>医療施設耐震化臨時特例基金の活用により、引き続き、災害の発生時にも医療を継続して提供できるよう災害拠点病院等の耐震化の支援を行う。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>平成22年度までに交付した基金による耐震化整備終了時には、災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化率は77.3%となる予定であり、平成23年度第3次補正予算による整備により、さらなる耐震化率の向上を目指す。</p>		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	厚生労働省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月日
目	(xi)上下水道の耐震化及び複数の水道施設の連結等による広域化を推進する。	平成 23 年 10 月 24 日
これまでの取組み		
<p>これまでに総数で 226 万戸が復旧し、津波により家屋等が流出した地域等を除いた断水被害については全て復旧している。現在は 3 県で少なくとも 4.5 万戸で断水被害が生じている状況。</p> <p>水道施設の災害復旧に係る財政支援措置として、平成 23 年度第 1 次補正予算において 160 億円を計上し、耐震性の高い水道施設の整備を進めているところ。なお、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」により、補助率を 80/100～90/100 まで嵩上げするとともに(通常の補助率は 1/2)、対象施設(給水装置の一部)や対象経費(漏水調査費)の追加を実施。</p> <p>また、有識者、関係水道事業者、関係団体等で構成する「東日本大震災水道復興支援連絡協議会」を設置し、宮城県や岩手県において津波により壊滅的な被害を受けた地域における水道の復旧・復興のため、意見交換や技術的助言を行うなどの支援を行っている。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
平成 23 年度第 3 次補正予算において 303 億円、平成 24 年度の概算要求において 1,049 億円を要求しており、引き続き水道施設の復旧・復興に対する財政的支援や技術的助言などを行う。		
中・長期的(3 年程度)取組み		
引き続き復旧・復興に向けた財政的支援、技術的助言を行うとともに、上下水道の耐震化及び複数の水道施設の連結等による広域化を推進する。		
期待される効果・達成すべき目標		
<ul style="list-style-type: none"> ・断水戸数 0 戸：平成 23 年度(※津波により家屋等が流出した地域等を除く) ・津波により家屋等が流出した地域等において、地域のまちづくり計画を踏まえて、長期的に安定した給水が可能な水道の復旧計画が策定される。 		

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	厚生労働省
節	(4)	
項	⑤	作成年月日
目	(x i)学校・試験研究機関の耐震化などの防災対策の推進や危機管理機能のバックアップを図る。	平成 23 年 11 月 1 日
これまでの取組み		
当面(今年度中)の取組み		
<p>試験研究機関において、災害時等に求められる国家危機管理対策上必要な体制整備(毒性試験に必要なバリアシステム機能の強化)を行う。</p> <p>※10月21日に閣議決定した第三次補正予算において、国の施設等について耐震化整備等を図るための予算を計上。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
期待される効果・達成すべき目標		
国家危機管理対策上必要な体制整備を行う。		